

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年2月24日

【会社名】 シード平和株式会社（旧会社名 株式会社シード）

【英訳名】 SEEDHEIWA CO.,LTD.（旧英訳名 SEED CO.,LTD.）

（注）平成26年6月26日開催の第21回定時株主総会の決議により、平成26年7月1日をもって当社商号を「株式会社シード（英訳名 SEED CO.,LTD.）」から「シード平和株式会社（英訳名 SEEDHEIWA CO.,LTD.）」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小池 信三

【本店の所在の場所】 京都市山科区榎辻中在家町8番地1

【電話番号】 (075)595 - 1311(代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理技術本部長 谷口 茂雄

【最寄りの連絡場所】 京都市山科区榎辻中在家町8番地1

【電話番号】 (075)595 - 1311(代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理技術本部長 谷口 茂雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 218,856,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	253,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年2月24日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	253,600株	218,856,800	109,428,400
一般募集			
計(総発行株式)	253,600株	218,856,800	109,428,400

(注) 1. 本募集は、株式会社三栄建築設計(以下、「三栄建築設計」といいます。)を割当先として行う第三者割当(以下、「本第三者割当増資」といいます。)の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は109,428,400円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
863	431.5	100株	平成27年3月11日(水)		平成27年3月11日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、本第三者割当増資は行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
シード平和株式会社 管理技術本部	京都市山科区柳辻中在家町8番地1

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社滋賀銀行 山科南支店	京都市山科区柳辻中在家町18番地 6

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
218,856,800	6,000,000	212,856,800

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、書類作成費用、登記関連費用及び株価算定費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
マンション事業用地購入資金	212	平成27年11月

(注) 当社は平成25年3月26日に三栄建築設計と資本業務提携契約を締結し、新たに戸建分譲事業の分野に進出すると共に、同社が有する原価管理のノウハウを活用し、また同社との資材仕入の共通化を図り、戸建分譲事業に注力してまいりました。その結果、戸建分譲事業の売上が伸長したことにより、平成26年3月期には6年ぶりの黒字を計上するまでに業績が回復いたしました。前述のとおり、当社は、三栄建築設計の経営指導を受けながら、同社との資本業務提携によって得られた資金を活用し、関西圏エリアにおける特色ある住宅総合生産企業を目標に事業再構築の取り組みを継続しており、順調な戸建分譲事業に続いて、土地の仕入・建物の建設・売却まで一貫して行うマンション事業への進出を検討いたしました。マンション事業は、戸建分譲事業と比べて事業規模の面から利益額が大きく、また、マンション事業への進出によって、戸建分譲事業を進めるなかで入手したマンション事業用地に適した土地情報を有効に活用することができます。前期に黒字化を達成したこと、今期に入り、前期受注のマンション共同事業において、建物の建設のみを請負う従来の建設請負事業に比べて高い利益を計上することができたことを契機に、当社はマンション事業へ進出する環境が整いつつあると判断いたしました。そこで、マンション事業への進出とそれに係る資金協力について三栄建築設計に相談したところ、当社が有する建設事業の施工技術や施工品質を活かすべく、より高い利益が見込める同事業へ当社が進出することについて賛同を得ることができました。加えて、三栄建築設計が有するマンション事業における企画・設計、土地仕入などについてのプロジェクト管理や、販売会社・周辺住民との関係構築、精緻な工程管理による原価削減などのノウハウの提供について快諾を得ることができました。そこで、今第3四半期より戸建分譲事業と比べ規模が大きく収益性が高い、マンション事業の受注活動を徐々に積極化しております。今後は、収益性の向上を目指し、土地の仕入れ・建物の建築・売却までを行うマンション事業にも注力してまいりたいと考えており、今後におきましては、戸建分譲事業に続きマンション事業を軌道に乗せ、従来の建設事業を中心としたビジネスモデルを、土地情報を活用した収益性の高いビジネスモデルへ変革していきます。そのためには、事業用地の機動的な仕入れのための資金調達が不可欠であり、更なる自己資本の増強によって、これまで以上に事業用地の仕入を強化し、各金融機関との借入交渉等における信用力の向上を図ることも必要になると考えております。当社は、このような状況を勘案し、本第三者割当増資による上記差引手取概算額をマンション事業用地購入資金に充当いたします。

具体的には、当社が平成27年1月19日に開示いたしました「販売用不動産の用地購入に関する仕入契約締結に関するお知らせ」に記載の、京都東プロジェクト（仮称）における分譲マンション事業用地購入資金の一部に充当いたします。

なお、支出時期までの間は、当社の銀行口座にて資金を管理する予定であります。

「京都東プロジェクト（仮称）」の概要

所在地：京都府京都市山科区
 物件内容：分譲マンション
 用地面積：2,528.68㎡（764.92坪）登記簿記載面積
 用地取得代金：約3億円（売上予定）
 着工予定：平成28年3月
 完成予定：平成28年12月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社三栄建築設計
本店の所在地	東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年11月26日 第21期(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日) 四半期報告書 平成27年1月13日 第22期第1四半期(自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当該会社は当社の普通株式を656,700株(本第三者割当増資実施前の保有割合48.28%、議決権比率51.79%)保有しております。当該会社は当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。
人事関係	当社の取締役7名のうち、1名が当該会社の代表取締役社長と当社代表取締役を兼務し、1名が当該会社の取締役を兼務し、1名が当該会社の執行役員を兼務しております。また、当該会社の従業員が当社に出向しております。
資金関係	当社は、当該会社に対し、資金の借入、当社の借入に対する債務保証等の取引関係があります。
技術又は取引等の関係	当社は、当該会社と不動産賃貸借及び不動産仲介取引等の取引関係があります。

(注) 上記は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、京都府、滋賀県、大阪府、奈良県及び兵庫県のエリアにて主に集合賃貸住宅や分譲マンションの建設請負を中心に建設事業、不動産事業及び不動産賃貸管理事業を展開しております。特に、京都府におけるワンルームマンション建設では豊富な建築実績を誇っておりますが、平成18年頃より、京都府独自の建築基準の導入(平成16年の景観法の制定による建築物の高さ制限など)、少子化に伴う学生の減少、景気の低迷等の影響を受け、平成20年3月期より当期純損失を連続して計上するなど、利益の確保が著しく困難な状況が続いておりました。このような状況を解決するためには、中長期的な視点での既存事業の立て直しや新たな事業領域への挑戦が必要と考え、当社は平成25年3月26日に三栄建築設計と資本業務提携契約を締結し同社の子会社となり(三栄建築設計が当社株式の議決権の51.79%を所有しております。)、経営執行において、同社が持つ戸建分譲住宅や不動産事業に係るノウハウに基づいた助言を受けながら、事業の再構築及びビジネスモデルの変革に取り組んでまいりました。

当社の属する建設業界におきましては、円安の定着や東京オリンピック開催の決定による建設需要の増加見込みなどで資材費や労務費が上昇しており、事業環境は厳しい状況にあります。しかしながら、当社におきましては、三栄建築設計との資本業務提携により新たに戸建分譲事業の分野に進出すると共に、同社より当該事業の各工程における原価管理手法を学べたことや、同社との間で資材仕入の共通化を図ったことにより、建設事業においても原価を削減することができました。その結果、当社は平成26年3月期において6年ぶりに黒字を確保することとなりました。今期(平成27年6月期)におきましては、更なる体制整備のため、当社は平成26年7月1日をもって完全子会社である平和建設株式会社との間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施しました。なお、当該合併にあたり、当社は商号を「シード平和株式会社(SEE D平和株式会社)」に変更いたしました。

前述のとおり、当社は、三栄建築設計の経営指導を受けながら、同社との資本業務提携によって得られた資金を活用し、関西圏エリアにおける特色ある住宅総合生産企業を目標に事業再構築の取り組みを継続しており、順調な戸建分譲事業に続いて、土地の仕入・建物の建設・売却まで一貫して行うマンション事業への進出を検討いたしました。マンション事業は、戸建分譲事業と比べて事業規模の面から利益額が大きく、また、マンション事業への進出によって、戸建分譲事業を進めるなかで入手したマンション事業用地に適した土地情報を有効に活用することができます。前期に黒字化を達成したこと、今期に入り、前期受注のマンション共同事業において、建物の建設のみを請負う従来の建設請負事業に比べて高い利益を計上することができたことを契機に、当社はマンション事業へ進出する環境が整いつつあると判断いたしました。そこで、マンション事業への進出について三栄建築設計に相談したところ、当社が有する建設事業の施工技術や施工品質を活かすべく、より高い利益が見込めるマンション事業へ当社が進出することについて賛同を得ることができました。さらに、三栄建築設計が有するマンション事業における企画・設計、土地仕入などについてのプロジェクト管理や、販売会社・周辺住民との関係構築、精緻な工程管理による原価削減などのノウハウの提供について快諾を得ることができました。そこで、今第3四半期より戸建分譲事業と比べ規模が大きく収益性が高い、マンション事業の受注活動を徐々に積極化しております。今後におきましては、戸建分譲事業に続きマンション事業を軌道に乗せ、従来の建設事業を中心としたビジネスモデルを、土地情報を活用した収益性の高いビジネスモデルへと変革してまいります。そのためには、事業用地の機動的な仕入のための資金調達が不可欠であり、更なる自己資本の増強によって、これまで以上に事業用地の仕入を強化し、各金融機関との借入交渉等における信用力の向上を図ることも必要になると考えております。マンション事業に係る用地購入資金は、戸建分譲事業に係る用地購入資金と比較して金額も大きく借入期間も長期となることから、当社の現在の借入残高を勘案しますと、既存取引金融機関からの機動的な追加融資は難しい状況にあります。そこで、当社は三栄建築設計へマンション事業に係る用地購入資金の調達についても相談いたしました。その結果、当社がマンション事業に注力することにより、首都圏を事業基盤とする三栄建築設計と関西圏を事業基盤とする当社のマンション事業における地域補完機能が働き、三栄建築設計グループとして幅広くマンション事業の展開が図れること、当社が有する建設事業の施工技術や施工品質を活かすべくマンション事業へ進出し、より高い収益性を目指し企業価値を向上させることがひいては三栄建築設計グループの基盤強化に繋がることについての理解が得られました。その結果、当社の企業価値向上に向けた成長の鍵を握るマンション事業用地確保のための資金協力について快諾を得ることができました。当社は、このような状況を鑑み、三栄建築設計との関係を更に強化し、今後必要となる事業資金を調達するとともに、自己資本を増強することができるため、三栄建築設計を本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 253,600株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である三栄建築設計から、本第三者割当増資により取得する当社普通株式について、三栄建築設計グループとの一層の関係強化の趣旨に鑑み、安定株主として長期的に保有する方針であることを確認しております。なお、当社は、三栄建築設計から、本第三者割当増資における払込期日(平成27年3月11日)より2年間、本第三者割当増資によって発行された当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法その他株式会社東京証券取引所が必要と認める事項を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を本第三者割当増資における払込期日までに取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する資金につきましては、当社は、割当予定先である三栄建築設計の直近の財務諸表により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、同社に対し資金の保有状況と今後の見込み及びその確実性につきヒアリングを行い、問題はないものと判断しております。

また、払込期日までに、当社は三栄建築設計との間で本第三者割当増資に係る総数引受契約書を締結する予定であり、同社による本第三者割当増資の払込みについても確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である三栄建築設計は株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項」に記載の「当社は、反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処することとしております。その旨を「コンプライアンス規程」に定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。」を確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員が反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

本第三者割当増資の発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)である平成27年2月24日の直前営業日までの1ヶ月間(平成27年1月26日から平成27年2月23日まで)の株式会社東京証券取引所JASDAQ(グロース)市場における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値である863円(円単位未満を切り捨て。以下、終値の平均値の記載については同様です。)といたしました。

発行価額につきまして、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を採用した理由は、以下のとおりです。

当社は、発行価額につきまして、割当予定先である三栄建築設計との間で、かかる発行価額の合理性、本第三者割当増資の必要性、既存株主様への影響度、当社株式の最近の出来高や市場価格及びそれらの形成過程の分析などを勘案しつつ検討し、複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。

そして、かかる交渉の結果、当社と三栄建築設計との間において、本第三者割当増資に係る発行価額につきましては、本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすると、当社の業績や経営環境と連関性が低い急激な株価変動の影響を受けた価額を採用してしまう可能性があり、かかる可能性は出来るだけ排除することが望ましいこと、また、本第三者割当増資が25%以上の大規模希薄化を伴わないものの、支配株主との取引等に該当するため、より少数株主に配慮した価額決定が必要であるとの共通認識を持つに至りました。そこで、発行価額は、より直近の当社の企業価値を適正に反映し、かつ急激な株価変動の影響を排除するために、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を基準としつつも、直前営業日の終値と比較したうえで、急激な株価変動がみられなければ、いずれか高い方の価額を選択することが、少数株主に配慮した価額決定の方法として合理的であるとの最終判断に至りました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値は855円、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値は863円であり、急激な株価変動がみられなかったことから、上記の価額決定方法に従い、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値と同額の863円を本第三者割当増資の発行価額と決定いたしました。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日(平成27年2月23日)における終値855円に対して0.93%のプレミアム、直前営業日までの3ヶ月の終値平均値907円に対して4.85%のディスカウント、同6ヶ月の終値平均値961円に対して10.19%のディスカウントとなっております。

本第三者割当増資の発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値と同額の863円となっており、日本証券業協会の平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、「日証協指針」といいます。)に準拠したものであることから、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断いたしました。

また、当社は、本第三者割当増資が支配株主との取引に該当することから、本第三者割当増資の発行価額の決定に際して、公正性を期するため、本第三者割当増資の発行要項等の諸条件を考慮したうえで、独立した第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングに株価算定を依頼しました。同社は、当社株式の算定にあたり複数の算定手法を検討した結果、当社の主たる事業である建築事業は市況の変化に大きく影響を受けることから、長期的に信頼性を持った収益見積もりは容易ではないとの判断からインカム・アプローチに属する算定手法は取らず、評価結果の客観性、妥当性を担保するのに有用な評価方法としてマーケット・アプローチから、市場株価法及び類似会社比較法を選択したとのことです。

市場株価法では、平成27年2月23日を評価基準日とし、当社株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における基準日終値855円、直近1ヶ月間の終値平均値863円、直近3ヶ月間の終値平均値907円、直近6ヶ月間の終値平均値961円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を855円から961円と算定しております。また、類似会社比較法では、EV/EBITDAを比較指標として、当社と事業内容が類似した上場会社との比較を通じて当社の株価を算定し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を677円から1,081円と算定しております。なお、当社は決算期変更により、今期は15ヶ月決算となっているため、当社の業績予想値については平成26年7月1日から平成27年6月30日までの12ヶ月間としているとのことです。本第三者割当増資の発行価額につきましては、上記算定結果の範囲内であることから、適正かつ妥当な価額であると考えております。

なお、当社の代表取締役社長である小池信三及び取締役の吉川和男並びに青山志行の3名は、割当予定先の三栄建築設計の取締役又は執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本第三者割当増資に係る審議及び決議には参加しておりません。

また、当社の監査役全員(楠下庄三氏、小池裕樹氏及び石田勝美氏)は、平成27年2月24日に開催された本第三者割当増資に係る取締役会において、本第三者割当増資における発行価額が日証協指針に準拠しており、価額決定の方法としても、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を基準としつつも、直前営業日の終値と比較したうえで、急激な株価変動がみられなければ、いずれか高い方の価額を選択することは、少数株主に配慮した適正なものであり、その結果、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を採用したことには合理性が認められ、この発行価額は割当予定先に特に有利なものではないと判断される旨を述べております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による新規発行株式数253,600株は、平成27年2月13日現在の発行済株式総数の18.64%に相当し、これにより相応の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、本第三者割当増資により調達した資金を、当社の事業を再構築するうえで必要不可欠となるマンション事業用地購入資金の一部に充当する予定であり、これによる自己資本の増強及び財務状況の安定化は、当社の事業・業績の拡大、ひいては企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。また、本第三者割当増資による希薄化率は25%未満であって「大規模な第三者割当」には該当せず、過大なものではないと判断しております。

更に、本第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当することから、当社は、平成27年2月24日に、支配株主と利害関係のない当社の社外監査役2名(楠下庄三氏、小池裕樹氏)から、当社においては、マンション事業に係る資金需要が認められ、借入金残高の状況や自己資本の増強といった観点を考慮すれば、本第三者割当増資による資金調達の実施が必要であると判断したことには合理性が認められること、及び、調達資金をマンション事業用地の購入資金の一部に充当するという用途に不合理な点は認められないこと、発行価額の決定の方法として、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を基準としつつも、直前営業日の終値と比較したうえで、急激な株価変動がみられなければ、いずれか高い方の価額を選択することは、少数株主に配慮した適正なものであり、その結果、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値と同額の863円を本第三者割当増資の発行価額に採用することは日証協指針にも準拠していること、加えて、当社が採用した発行価額863円が、独立した第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングに株価算定を依頼して得られた算定結果(市場株価法で855円から961円、類似会社比較法で677円から1,081円)の範囲内であり、妥当な金額であると考えられること、増資決定に至る手続は、割当予定先との複数回にわたる交渉を経て、割当予定先と利害関係を有しない取締役により適正に行われたと認められることから、本第三者割当増資は、少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見をj得ております。

したがって、本第三者割当増資における株式の発行数量及び希薄化の規模は、既存株主様にとっても合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社三栄建築設計	東京都杉並区西荻北 2丁目1番11号	656,700	51.79	910,300	59.83
シード平和株式会社 (自己株式)	京都市山科区柳辻中在 家町8番地1	92,000		92,000	
村田直樹	大阪府枚方市	63,000	4.96	63,000	4.14
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町1丁目2番10号	53,400	4.21	53,400	3.51
佐藤友亮	東京都世田谷区	40,700	3.21	40,700	2.68
畑福謙昌	東京都豊島区	20,300	1.60	20,300	1.33
山下博	大阪府泉南市	14,300	1.12	14,300	0.94
佐藤あずさ	東京都世田谷区	13,600	1.07	13,600	0.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1丁目6-1	13,200	1.04	13,200	0.87
合同会社東京理財	東京都世田谷区中町 5丁目20-13	13,000	1.02	13,000	0.85
計		980,200	70.05	1,233,800	75.05

(注) 1. 平成26年9月30日時点の株主名簿に基づき作成しております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の総議決権数15,214個に対する割合であります。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は少数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 今回の割当予定先以外の株主の割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年9月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期)及び四半期報告書(第22期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月24日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年2月24日)現在においても変更の必要はないものと判断しており、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期)の提出日(平成26年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成27年2月24日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成26年7月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

商号の変更、決算期の変更、株主総会関係書類等のインターネット開示とみなし提供の新設、代表取締役に関する変更、商号及び決算期の変更の経過措置として附則を新設。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として小池信三氏、岡橋成泰氏、丸田修巳氏、磯部善男氏、谷口茂雄氏、吉川和男氏、青山志行氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として楠下庄三氏、小池裕樹氏、石田勝美氏を選任する。

第4号議案 監査役報酬限度額改定の件

監査役の報酬限度額を年額20,000千円とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	9,549	14	0	(注)1	可決 99.84
第2号議案					
小池 信三	9,545	18	0	(注)2	可決 99.80
岡橋 成泰	9,545	18	0		
丸田 修巳	9,545	18	0		
磯部 善男	9,545	18	0		
谷口 茂雄	9,545	18	0		
吉川 和男	9,545	18	0		
青山 志行	9,545	18	0		
第3号議案					
楠下 庄三	9,549	14	0	(注)2	可決 99.84
小池 裕樹	9,549	14	0		
石田 勝美	9,549	14	0		
第4号議案	9,505	58	0	(注)3	可決 99.38

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

委任状の提出による代理行使分の確認により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

株式会社シード
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 野 雄 介

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 田 知 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シードの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シード及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シードの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シードが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月27日

株式会社シード
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 野 雄 介

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 田 知 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シードの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シードの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、平成26年7月1日（予定）を効力発生日として連結子会社である平和建設株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータ自体は監査対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月13日

シード平和株式会社
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 野 雄 介 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 田 知 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシード平和株式会社（旧会社名 株式会社シード）の平成26年4月1日から平成27年6月30日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シード平和株式会社（旧会社名 株式会社シード）の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。